農薬取締法に基づく農薬の輸入通関の際における取扱いについて

平成16年3月26日蔵関第330 号

改正 平成18年3月31日財関第395号

改正 平成30年11月30日財関第1596号

改正　令和2年6月25日財関第625号

標記のことについて、別紙のとおり、農林水産省生産局長から依頼があったので、これにより実施されたい。

別添

14生産第9526号

平成15年3月5日

財務省関税局長　殿

農林水産省生産局長

農薬取締法に基づく農薬の輸入通関の際における取扱いについて

農薬取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第141号）が平成15年３月10日から施行されることに伴い、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）に規定する農薬について、新たに輸入に関する規制措置がとられることとなります。

つきましては、農薬の輸入通関の際における取扱いについては、平成15年3月10日から下記により実施されますよう御協力をお願いします。

記

１　輸入に関する規制の目的

国内において法第3条第1項又は第34条第1項の登録を受けていない農薬が流通することを未然に防止し､農薬の輸入･流通･使用の各段階で厳格な規制を行うことにより、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

２　農薬の定義

法における農薬は、次に掲げるものである。

⑴　農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ、草その他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤その他の薬剤

⑵　農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤（肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第1項に規定する肥料を除く。）

⑶　病害虫の防除のために利用される天敵

したがって、農薬と同様の有効成分を有する薬剤であっても、駐車場等に用いる除草剤など農作物等を害する病害虫の防除等に用いられないものは、法における農薬に該当しない。

３　農薬の輸入に関する規制

農薬を輸入する者（以下「輸入者」という。）は、次に掲げる場合を除き、農薬について、法第3条第1項の農林水産大臣の登録を受けなければ、これを輸入してはならない。

⑴　法第34条第1項の規定により登録を受けた農薬で、同条第６項において準用する法第16条の規定による表示のあるものを輸入する場合

⑵　法第3条第1項ただし書の規定により農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）を輸入する場合

(注)　特定農薬は、平成15年3月4日農林水産省・環境省告示第1号において指定している。

⑶　農薬取締法第３条第１項の登録を要しない場合を定める省令（平成１５年農林水産省・環境省令第２号。以下「省令」という。）で定める次の場合

イ 試験研究の目的で農薬を輸入する場合

ロ 植物防疫法（昭和25年法律第151号）第17条第1項及び第18条第2項の規定による防除を行うために使用する農薬を輸入する場合

４　税関への確認依頼事項

輸入者が農薬の輸入に際し税関に対して提出又は提示することとされている書類等及び輸入通関の際におけるその取扱いは、次に掲げる農薬の区分に応じ、当該項目に定めるところによるものとする。

⑴　法第3条第1項の規定による登録を受けた農薬

輸入者は、農薬の登録若しくは登録の変更の際に農林水産大臣が交付する登録票の原本若しくはその写し、又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課において登録票の写しに原本の記載と相違ない旨の証明がされたもの（以下「原本証明された登録票の写し」という。）若しくはその写しを提出又は提示することとされているので、通関の際においては、当該書類の提出又は提示をもって関税法（昭和29年法律第61号）第70条に規定する他の法令の規定による許可、承認等を受けている旨の証明（以下「許可承認等証明」という。）とされたい。

なお、登録票の名義人が、当該登録票に係る農薬の輸入業務を他の者に代行させたときは、当該農薬の輸入申告者と当該登録票の名義人が異なることとなることから、この場合には、当該登録票の写し又は原本証明された登録票の写し若しくはその写しとともに、当該登録票の名義人が作成する委任状（「農薬の輸出入について」（平成15年2月28日付け14生産第9525号農林水産省生産局長通知）（以下「通知」という。）別記様式第９号（別添１））又はその写しを提出又は提示することとされているので、通関の際においては、当該書類の提出又は提示をもって委任関係を確認することにより許可承認等証明とされたい。

⑵　法第34条第1項の規定による登録を受けた農薬

イ　農薬の容器に法第34条第6項において準用する法第16条の規定による表示があるので、通関の際においては、当該表示をもって許可承認等証明とされたい。

ロ　輸入者は、農薬の登録若しくは登録の変更の際に農林水産大臣が交付する登録票の原本若しくはその写し、又は原本証明された登録票の写し若しくはその写しを提出又は提示することとされているので、通関の際においては、上記イの表示に代えて、当該書類の提出又は提示をもって許可承認等証明とすることができることとされたい。

なお、登録票の名義人が、当該登録票に係る農薬の輸入業務を他の者に代行させたときは、当該農薬の輸入申告者と当該登録票の名義人が異なることとなることから、この場合には、当該登録票の写し又は原本証明された登録票の写し若しくはその写しとともに、当該登録票の名義人が作成する委任状（通知別記様式第9号（別添1））又はその写しを提出又は提示することとされているので、通関の際においては、当該書類の提出又は提示をもって委任関係を確認することにより許可承認等証明とされたい。

⑶　特定農薬

特定農薬については、輸入に際し書類等の提出又は提示による許可承認等証明は不要とされたい。

⑷　省令で定める場合に輸入する農薬

輸入者は、農林水産省消費・安全局農産安全管理課において省令で定める場合に該当することを確認し、輸入確認済の印を押捺した農薬輸入願（通知別記様式第1号（別添2））又はその写しを税関に提出又は提示することとされているので、通関の際においては、当該書類の内容を確認されたい。

５　農薬と同様の有効成分を有する薬剤について

農薬と同様の有効成分を有する薬剤の輸入申告があった場合は、当該薬剤が法における農薬に該当するか否かについては、原則として輸入者の申出に基づいて判断し差し支えない。

６　その他

農薬の輸入通関の際、上記に基づく取扱いに疑義が生じた場合は、その都度農林水産省消費・安全局農産安全管理課に照会願いたい。

（別添１）

別記様式第９号

年月日

委任状

住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）殿

登録者の住所（法人にあっては主たる

事務所の所在地）

登録者の氏名（法人にあっては名称及

び代表者の氏名） 印

下記品目の輸入についてその業務を委任します。

記

輸入する農薬の種類（一般的名称）：

輸入する農薬の名称（輸入用名称）：

輸入する農薬の登録番号 　　　　：

輸入する期間 　 ： 年 月 日 ～ 年 月 日

備考　１ 用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とすること。

２ 輸入する期間は、１年を超えないものとする。

（別添２）

別記様式第１号

|  |
| --- |
|  |
| 農　薬　輸　入　願 |
|  |
| 年　　月　　日　 |
| 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長　殿 |
|  |
|  輸入者住所 　 法人にあっては主たる事務 |
|  所の所在地 |
|  輸入者氏名 法人にあっては名称及び代 |
|  表者の氏名　　　　　　　　　　　 印 |
|  担当者氏名 |
|  |
| 連　絡　先 |
|  |
|  | 輸　入　目　的 |  |  |
|  | 輸 | よ | 名称 | 一般的名称 |  |  |
|  | 入 | す | 輸入用名称 |  |  |
|  | し | る | 有　効　成　分 |  |  |
|  | よ | 品 | 規格・数量（t・kl） |  |  |
|  | う | 目 | そ　の　他 |  |  |
|  | 生　　　産　　　国 |  |  |
|  | 製　造　所　の　名　称 |  |  |
|  | 製　造　所　の　所　在　地 |  |  |
|  | 添付資料 |  |
|  | １．試験研究計画書 |  |
|  | ２．その他（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
|  | 備考 |  |  |
|  | 農林水産省確認欄 | 特記事項 |  |
|  |